東京の無電柱化













東京都

現状と課題

どうして無電柱化が必要なの?

東京では、戦後、都市の発展に伴い、多くの電柱が建てられてきました。その結果、電線が張り巡らされ、電柱が立ち並び、都市景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げになっています。また、災害時に電柱が倒れ、道路が塞がってしまう恐れがあります。大規模な地震や台風が発生した場合は、甚大な被害が想定されることから、無電柱化の重要性が一層高まっています。



令和元年台風15号の影響による電柱倒壊（新島村 若郷地区）

無電柱化の目的

無電柱化の目的は何ですか?

「都市防災機能の強化」

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。



多摩市　多摩ニュータウン通り

「安全で快適な歩行空間の確保」

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保します。



足立区　尾久橋通り

「良好な都市景観の創出」

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図ります。



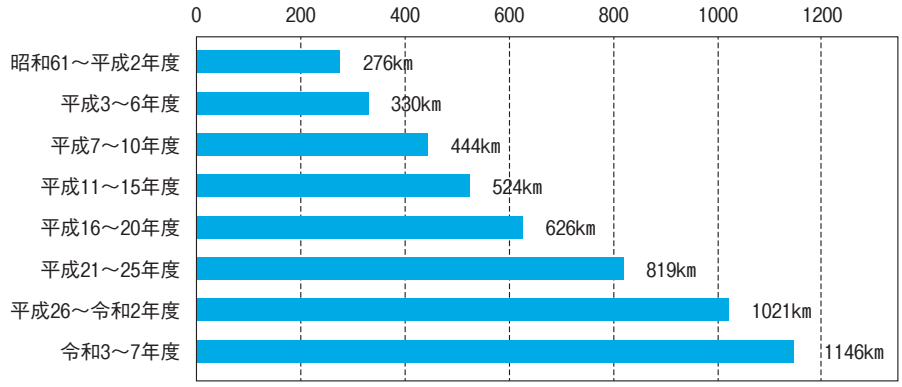
渋谷区　表参道

これまでの整備実績

都道の無電柱化はどこまで進んでいるの?

東京都では昭和61年度から計画的に無電柱化を進めています。計画幅員で完成した都道における地中化率※は、令和7年度末現在で区部は69%、多摩地域は24%、都道全体では49%となり、整備済延長は1146kmとなっています。

※地中化率:整備対象延長に対する、電線共同溝本体が整備された延長の比率をいう。



都道における整備済延長の推移

整備実例

無電柱化すると街の風景はどう変わるの?

区部





環七通り(足立区加平)

多摩地域





野猿街道(八王子市子安町)

整備の方針

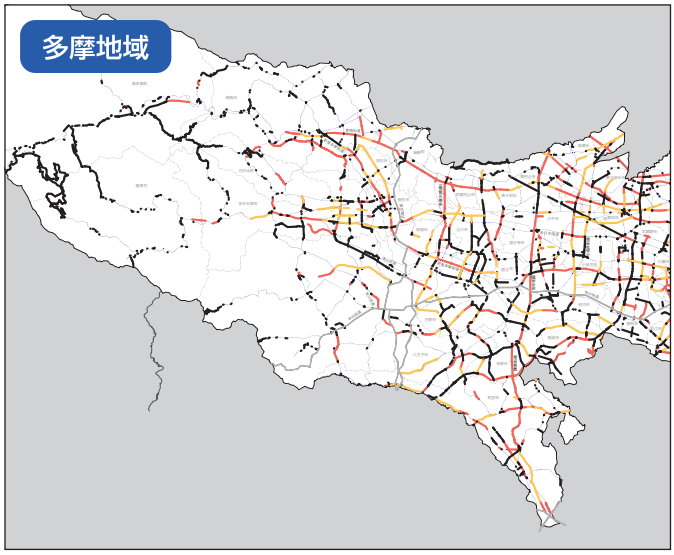
無電柱化はどのような道路が対象なの?

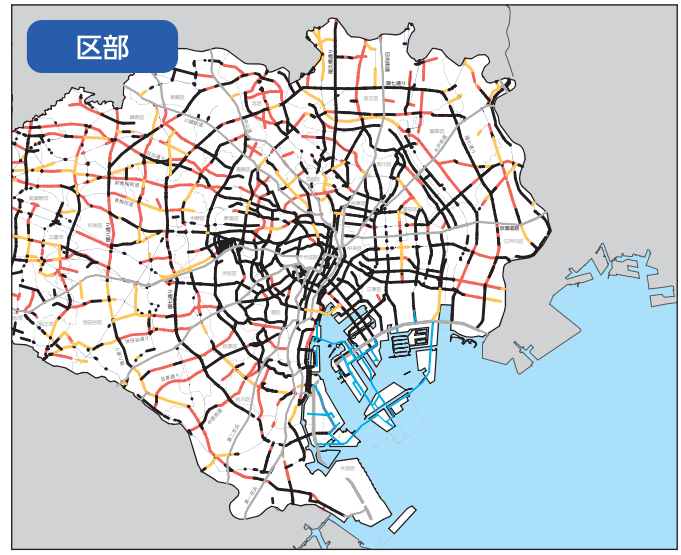
[歩道幅員2.5m以上かつ計画幅員で完成している都道]

環状八号線の内側、第一次緊急輸送道路、利用人員が多い主要駅80駅周辺
防災拠点アクセスルート等

[新設・拡幅整備を行う都道]

道路の新設や拡幅を行う際に同時に無電柱化





■：事業中区間※1　■：新規着手区間※1　■：無電柱化区間※2(電線共同溝整備済で今後数年内に無電柱化が図れらる区間も含む)
■：東京都管理道路　■：東京都管理道路(臨港道路)※3　■：一般国道

※1　道路拡幅等で無電柱化を実施する区間を含む　※2　もともと電柱のない区間を含む　※3　東京港の5か年整備計画については「東京港無電柱化整備計画」を参照のこと

都市防災機能の強化に向けた取組

■都道

都はこれまで、環状七号線内側や、行政機関の本庁舎や重要港湾、空港などを連絡する第一次緊急輸送道路において、重点的に整備を進めてきた。今後は、大規模な災害発生後の救助活動を迅速に進めるため、重点整備エリアを木造住宅が密集する環状八号線の内側まで拡大する。また、人命救助や応急復旧の拠点となる「立川広域防災基地」や「災害拠点病院」、「大規模救出救助活動拠点」、「消防署・警察署」等へのアクセスルートとなる都道で重点的に整備を進めていく。


浅草通り<墨田区>


新奥多摩街道<立川市>

対象路線	完了目標
第一次緊急輸送道路、環状七号線の内側エリア、主要80駅周辺	2035(令和17)年度
環状八号線の内側エリア、防災拠点アクセス強化	2040(令和22)年度

■区市町村道

都道から災害拠点病院など防災上重要な拠点につながる区市町村道を抽出し、区市町村の無電柱化計画に位置付けるとともに、早期に事業化が図られるよう、財政的・技術的支援を行っていく。



連続した整備のイメージ


防災上重要な拠点につながる道路のイメージ

島しょ地域における無電柱化

2019（令和元年）、2025（令和７年）の台風で電柱倒壊や断線等が発生し、島民生活に甚大な影響を与えました。これを踏まえ、災害時にも電力・通信を確保するため、無電柱化を一層推進するとともに、被災区間を新たに整備箇所と位置付け、現在事業中の区間と併せて整備を進めます。





大島町波浮港地区

：過去に被災した区間（2028年度完了）
（新たに被災した八丈島の一部区間は2030年度完了）
：発電所や通信拠点と集落をつなぐ区間（2030年度完了）
：主要な港や空港と避難所等をつなぐ区間（2035年度完了）
：上記以外の都道（2030年代完了を目指す）

「電柱のない島」の実現に向けた取組

また、利島・御蔵島は、船の就航率が低く災害復旧に時間を要すること等の理由から、他島のモデルとなるよう、「電柱のない島」に選定し、都道や港のみならず村道も整備を進めています。

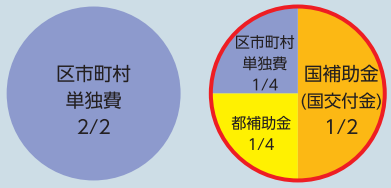
対象	整備対象	整備目標
利島	都道・村道	2030（令和12）年度完了
	利島港	2028（令和10）年度完了
御蔵島	都道・村道	2029（令和11）年度完了 （集落部は2028（令和10）年度完了）
	御蔵島港	2026（令和8）年度完了

区市町村道への支援強化

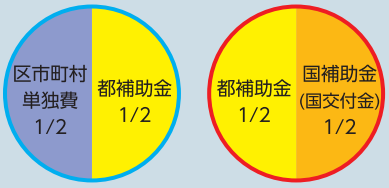
都では、区市町村道と連携した面的な無電柱化を促進するため、2008（平成20）年から区市町村が実施する無電柱化事業に対する財政支援および技術支援を行っています。

補助対象事業費　国庫補助対象事業費

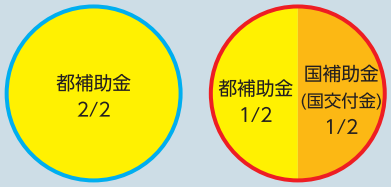
【通常補助】
・センターコアエリア内　・主要駅周辺
・主要観光地周辺
［補助期間］令和17年3月31日まで
《測量及び設計費等》《移設補償費、工事費等》



【防災に寄与する路線】
［補助期間］令和17年3月31日まで
※都道との連携により防災上優先的に整備する路線については一部、設計費等の補助率3/4
《測量及び設計費等》《移設補償費、工事費等》



【無電柱化チャレンジ路線】
［補助期間］令和10年3月31日まで※
※都が事業認定した路線は、事業完了まで継続して補助
《測量及び設計費等》《移設補償費、工事費等》





実物大モデルを活用した研修

無電柱化チャレンジ支援事業制度を活用し整備した事例





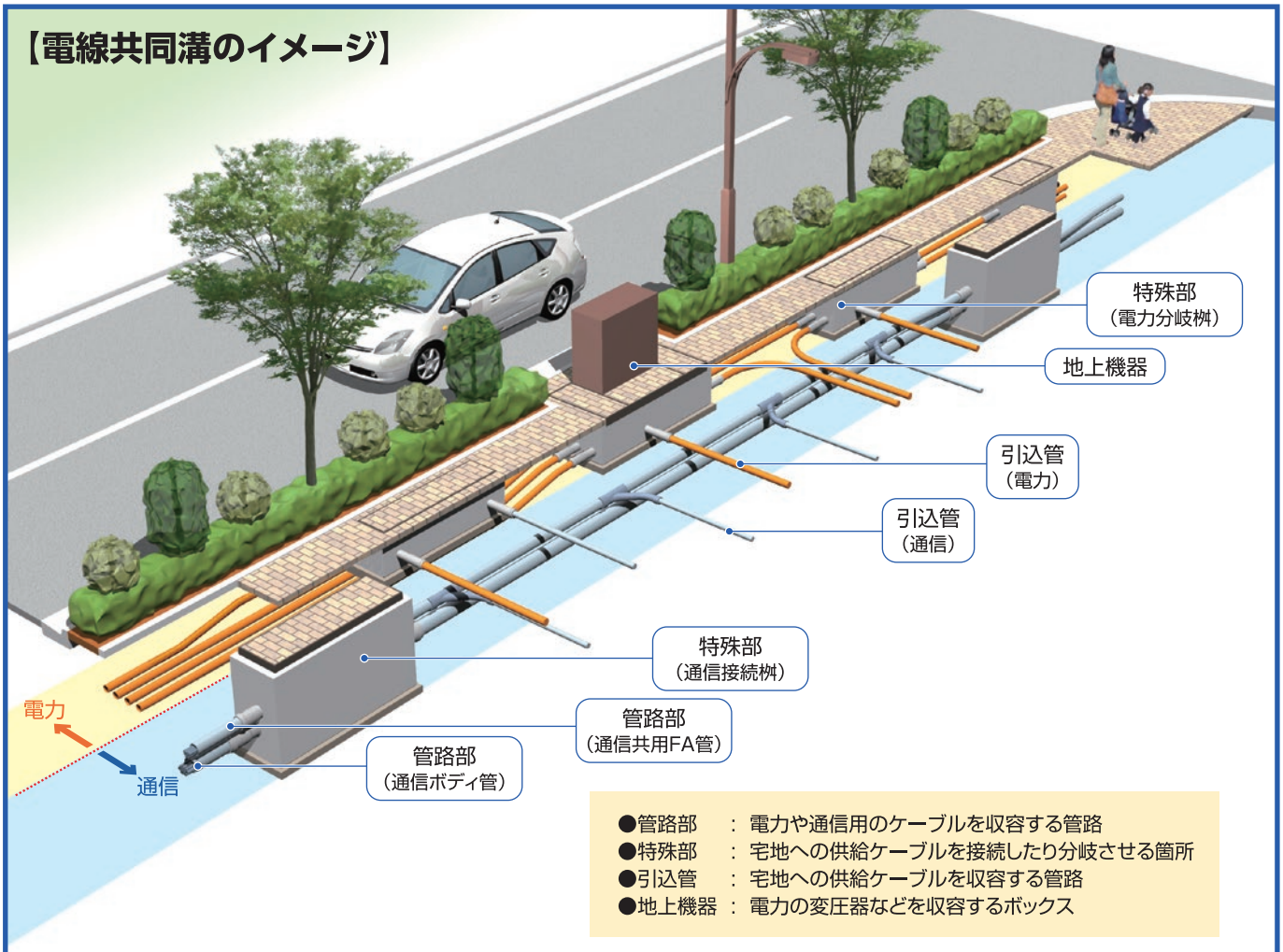
巣鴨地蔵通り（豊島区）

無電柱化のしくみ

無電柱化はどのようなしくみなの?

東京都では、電線共同溝方式による無電柱化を行っています。電線共同溝とは、電線を地下の空間に収容するための施設で、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき整備を行います。この法律によって、電線共同溝の整備に指定した道路では、新たな電柱および電線の占用を制限することが可能になります。電線共同溝は、主に管路部、特殊部、引込管などで成り立っています。

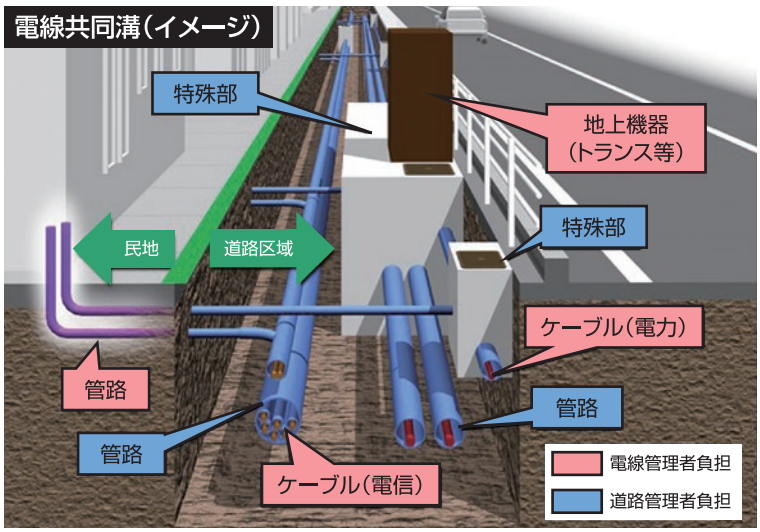
【電線共同溝のイメージ】



●管路部　：電力や通信用のケーブルを収容する管路
●特殊部　：宅地への供給ケーブルを接続したり分岐させる箇所
●引込管　：宅地への供給ケーブルを収容する管路
●地上機器：電力の変圧器などを収容するボックス

■電線共同溝の費用負担

電線共同溝は、道路管理者と電線管理者(電力・通信事業者)がそれぞれ費用を負担して整備しています。道路管理者は、道路区域内の電線共同溝の建設を行い、電線管理者は、地上機器の設置、電線共同溝へのケーブル(電力・通信)の入線、民地内の引込管の設置、電線・電柱の撤去を行っています。



出典：国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_19.html)

無電柱化までの流れ

どうやって無電柱化してるの?

電線共同溝の整備にあたっては、水道管やガス管などが埋設されている地下空間に新たに電線共同溝を埋設するため、標準的な施工単位（道路延長約400m）の整備に一般的に約7年程度かかります。

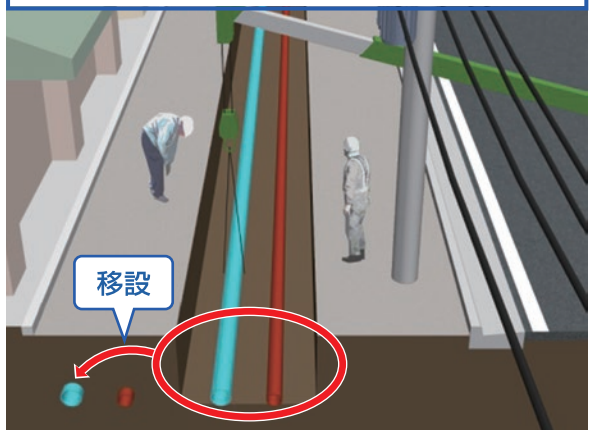
1 設計・手続き【現況】

2年



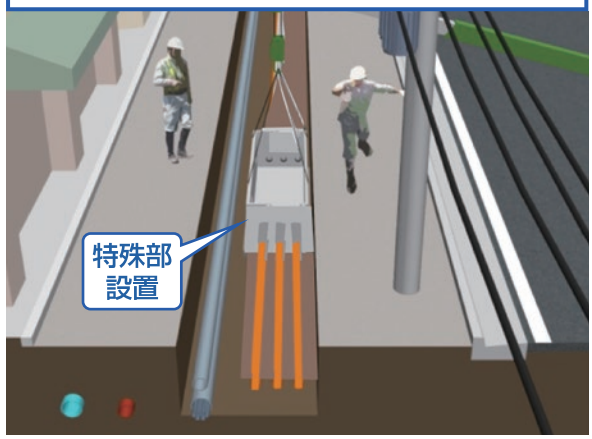
2 電線共同溝の支障となるガス・水道管などの移設工事

1年

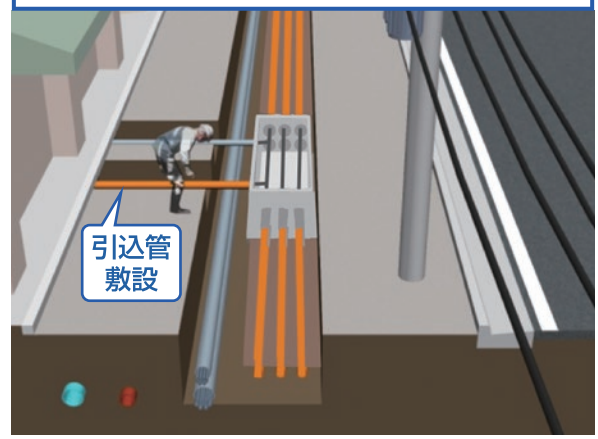


3 電線共同溝本体工事

2年



4 ケーブルの入線と引込管工事



1年

5 電線・電柱の撤去



1年

6 舗装復旧工事【完成】



約7年













表紙及び裏表紙に掲載した写真は、
令和７年度「無電柱化の日」フォトコンテストにおける入賞作品です。
（表紙：無電柱化して良かった風景　裏表紙：無電柱化が望まれる風景）

https:/www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/road/kanri/chichuka/

東京の無電柱化　検索

東京の無電柱化

登録番号（8）6号

令和８年7月発行

発行　東京都建設局道路管理部安全施設課

〒 163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号　　電　話　（03）5320-5305
ＦＡＸ　（03）5388-1528

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R60 古紙パルプ配合率60％再生紙を使用